

# 名古屋議定書及びABS指針の概要等 について

# 生物多様性条約

- ・「特定の希少種や原生自然の保護」から、より広い「生物多様性の保全」へ
- ・将来世代にわたる「持続可能な利用」の確保



## 生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity)

### ■ 経緯

- 1992年 5月 採択 (5月22日 → 国際生物多様性の日)
- 1992年 6月 国連環境開発会議(リオ・地球サミット)で署名
- 1993年 5月 日本が条約を締結
- 1993年12月 条約発効



### ■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分



- 締約国数 196ヶ国・地域 [EUを含む、米は未締結]

# 生物多様性条約(CBD)と名古屋議定書

## ■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

### 生物多様性条約※2

- ・1992年採択、1993年発効
- ・我が国は1993年に締結

### カルタヘナ議定書※3

- ・遺伝子組換え生物による悪影響を防止するための議定書
- ・2001年採択、2003年発効
- ・我が国は国内担保としてカルタヘナ法を制定し、2003年に締結

### 名古屋・クアラルンプール補足議定書

※4

- ・遺伝子組換え生物によって生じる損害についての責任と救済の分野について定める、カルタヘナ議定書の補足議定書
- ・2010年採択（2018年3月5日発効）
- ・我が国は2012年に署名、2017年に締結

### 名古屋議定書※5

- ・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分について定める議定書
- ・2010年採択、2014年発効
- ・我が国は2011年に署名、国内担保措置としてABS指針を作成し、2017年5月締結

<正式名称>

※1: 第10回生物多様性条約締約国会合

※2: 生物の多様性に関する条約

※3: 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

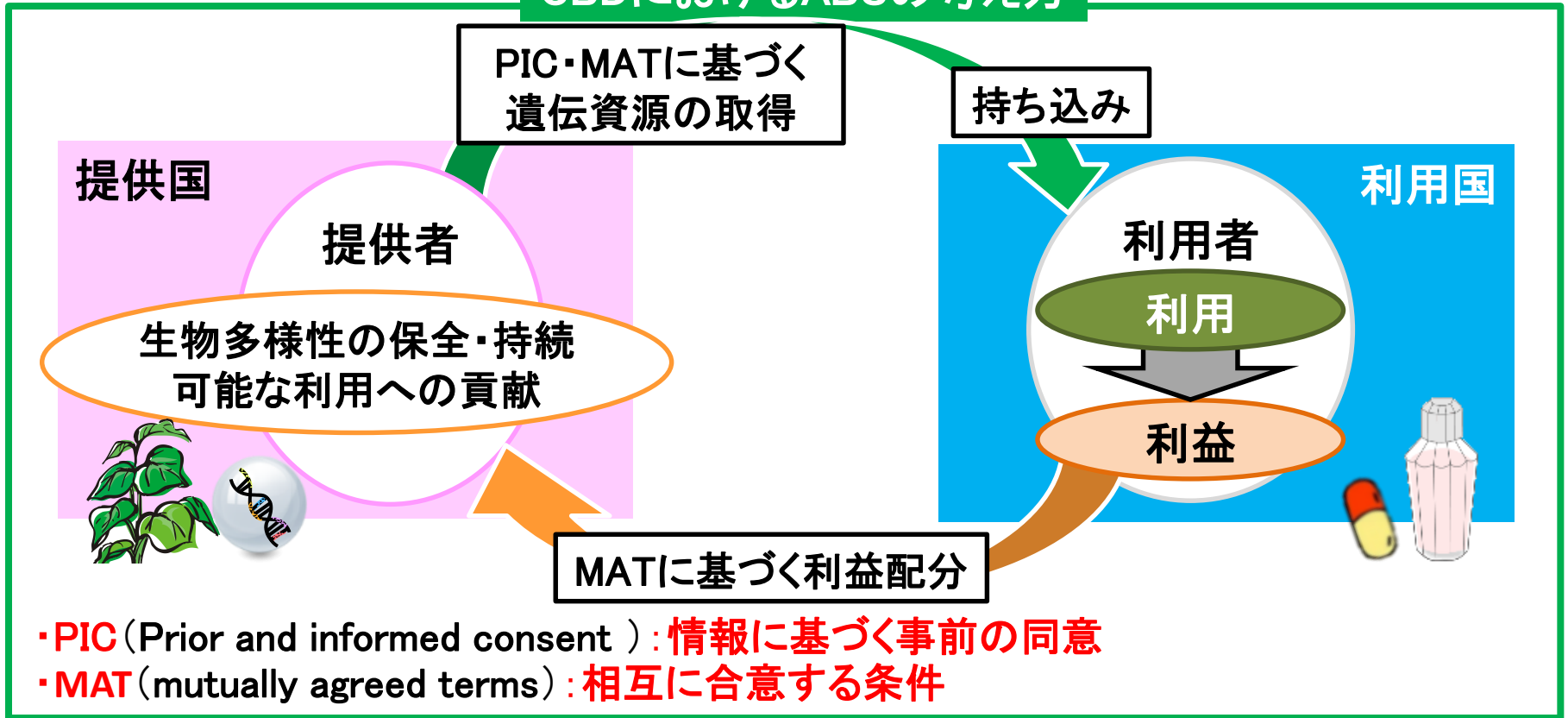
※4: バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書

※5: 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

# CBDにおけるABSの考え方と名古屋議定書

※ABS: 遺伝資源へのアクセス (Access) と利益配分 (Benefit-Sharing)

## CBDにおけるABSの考え方



## 名古屋議定書

ABSの着実な実施のための、新たな国際的な枠組

- ABSに関する手続の透明化 (遺伝資源提供のためのルール策定)
- 利用国政府による、提供国法令遵守のための措置

# ABSについての名古屋議定書の枠組み

## 名古屋議定書が締約国に求めること

### 提供国として

- ◆ **PIC及びMATに基づく遺伝資源等(※1)の提供を行うためのルールを策定**
- ◆ 国内の遺伝資源へのアクセス及び利益の配分に関する規制について、**確実性・明確性・透明性を確保。**

- ◆ 制定した**ABS規制の掲載**
- ◆ PICを与えるとの決定及びMAT設定を証明する許可証情報の通報  
(→**IRCC(国際遵守証明書)(※2)**)

### 情報交換の仕組み 国際クリアリングハウス (ABSCH)

ABSに関する重要  
情報を参照可能

- ・ 各国の国内措置
- ・ 各国の連絡窓口
- ・ IRCC情報 等

### 利用国として

- ◆ 国内で利用される遺伝資源等(※)が、**提供国のABS規制を遵守して取得されたこととなるような措置**を策定
- ◆ 遵守を支援するための、チェックポイントによる**利用のモニタリング**

- チェックポイントが取得した情報を適宜提供
- ◆ 自国の利用者による提供国ABS規制の遵守
  - ◆ 利用モニタリングの結果

※1 遺伝資源等： 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識。

※2 Internationally Recognized Certificates of Compliance

# 名古屋議定書の日本の国内措置の検討

名古屋議定書の締結にあたり、産業界、学术界及びNGOの有識者により、日本にふさわしい国内措置のあり方を検討。そのポイントは以下のとおり。

## ◆ 利用国措置に関する考え方

### ① 遺伝資源等の適正な利用の促進に貢献

利用者が安心して遺伝資源を利用でき、利用の促進に貢献する措置とすべき。

### ② 国内関係者から支持及び国際社会への説明責任

日本の利用者が諸外国との競争上不利な立場に置かれる等学術研究活動や産業活動を妨げることのない、遺伝資源の利用を促進するための措置とすべき。

### ③ 明確、簡素、かつ实际的

すべての利用者に対応できる明確、簡素かつ实际的な措置とすべき。

### ④ 遺伝資源の国際的な流通への配慮

日本と主要先進国等の利用者間での遺伝資源の円滑な流通を、今後とも確保すべき。

### ⑤ 普及啓発と支援措置の重要性

普及啓発、支援措置、遵守措置と併せて実施する。



## ◆ 提供国としての遺伝資源への主権的権利の行使に関する考え方

・提供国措置を講ずることにより、我が国に多い国際的な共同研究において、遺伝資源の取得・移転等に一定の手続を求めることになり、迅速な研究開発への影響を懸念。

⇒現時点では措置する必要はないが、情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて、検討は継続する。

# 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ 衡平な配分に関する指針(ABS指針)の概要

〔財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省 共同告示〕

## 目的

ABS(Access and Benefit-Sharing)を促進する措置を講ずることにより、名古屋議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

## 利用国としての措置(議定書15・16・17条担保)

### ①遺伝資源の適法取得の報告

- ・遺伝資源の取得者は、原則として、国際遵守証明書が国際クリアリングハウス(ABSCH)に掲載後6月以内に、適法取得の旨を環境大臣に報告する。  
(遺伝資源と併せて、関連する伝統的知識を取得した場合は、併せて報告。)  
(上記以外の取得者・輸入者等も報告可能)
- ・未報告者に対しては報告を求める(環境大臣)。  
また、必要に応じ、取得者に対し、指導・助言を行う(主務大臣)。

### ②適法取得の国内外への周知

環境大臣は、①の報告内容を、環境省ウェブサイトに掲載し、ABSCHに提供する。

### ③モニタリング

- ・①の報告から概ね5年後、遺伝資源利用に関連する情報提供を求める(環境大臣)。
- ・未提供者に対しては再度提供を求める(環境大臣)。  
また、必要に応じ、指導・助言を行う(主務大臣)。

### ④提供国法令違反の申立てへの協力

他の締約国から提供国法令違反の申立てがあった場合、環境大臣は、必要に応じ、遺伝資源等の取扱者に対し情報提供を求め、当該締約国に提供する。

## 提供国としての措置(議定書6条担保)

我が国の遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、我が国の事前の同意は必要としない。ただし、ABSに関する社会的情勢の変化等を勘案し、施行から5年以内に検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

## ABSに関する奨励(議定書5・9・17・19・20条担保)

### 我が国の遺伝資源の提供者・利用者又は提供国の遺伝資源等の利用者

- ・利用から生ずる利益の配分が公正かつ衡平となる契約を締結するよう努める。
- ・その利益を生物多様性の保全等に充てるよう努める。
- ・契約において設定する相互に合意する条件に情報共有規定を含めるよう努める。

遺伝資源利用関連業界等の団体  
契約条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例又は基準を作成するよう努める。

〔施行日:名古屋議定書が我が国について効力を有する日(平成29年8月20日)〕



# ABS指針における利用国措置の概要

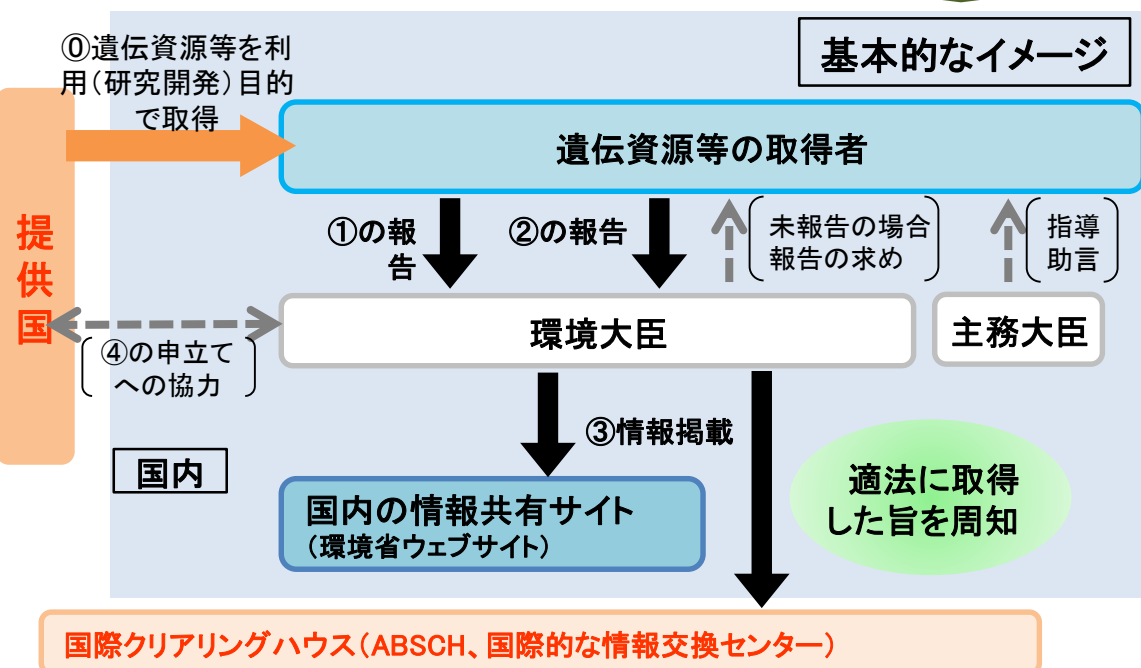
## ABS指針の主な目的

○遺伝資源等(※)の適正な利用を推進し、明確・簡素・現実的かつ効果的な遺伝資源利用国としての措置

### 議定書が求めていること

提供国から日本国内に持ち込み、利用される遺伝資源等が、提供国においてその**ABS法令等を遵守して取得されたこととなるよう、適当・効果的・相応と認められる措置を取ること**(第15条・第16条)、**遵守の支援のために遺伝資源の利用をモニタリングし、透明性を高める措置をとること**(第17条)、が必要。

行政措置(告示)により、利用者の負担を抑えつつ、遺伝資源等の適法取得を簡易に確認



## 利用国措置の流れ

- ① 議定書の義務を果たす締約国から遺伝資源を適法に取得した者は、その旨を報告(当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得した場合はその旨も併せて報告)
- ② 取得の報告から概ね5年後、環境大臣が利用状況の報告を要請
- ③ ①②の情報を国内外の情報交換のためのウェブサイトに掲載し、適法取得を周知(秘匿情報を除く)
- ④ 提供国法令違反の申立てへの協力(国内関係者からの情報収集)

※遺伝資源等: 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識



# ABS指針の利用国措置に基づく手続き

## 遺伝資源の適法な取得に係る報告

以下に該当する場合、適法取得の報告が必要

- 国際クリアリングハウス(ABSCH)にABS規制を掲載している名古屋議定書締約国から、 ①
- 提供国法令(=ABSCHに掲載されたABS規制)に基づく許可証等を得て、 ③
- 自ら遺伝資源を取得し、国内に持ち込んだ場合であって、 ④
- 当該許可書等に係る情報が国際遵守証明書(IRCC)としてABSCHに掲載されている場合、

→ IRCC掲載の日から半年以内に、環境大臣に適法取得の旨を報告

上記以外でも、以下の場合は、任意の報告が可能

- ①提供国法令に基づく許可証等を得たがABSCHにIRCCが掲載されていない場合
  - ②提供国法令の適用を受けて取得された遺伝資源を他者から譲り受けて国内に輸入した者
  - ③提供国法令の適用を受けて取得された遺伝資源を国内で他者から譲り受けた者
- 「輸入者等」

- ◎ 当該遺伝資源の利用を目的に、関連する伝統的な知識を併せて取得した場合は、その旨も報告
- ◎ 人の健康に係る緊急事態(国際保健規則で定める緊急事態等)の場合は緊急事態収束後に報告

## 遺伝資源利用関連情報の提供の求め

適法取得の報告から概ね5年後、環境大臣は、報告者(※)に遺伝資源の利用に関する報告(利用の状況、利用の分野)を依頼

※ 遺伝資源を自ら利用する者のみが対象

## 環境大臣による情報の周知

上記により環境大臣に報告された適法取得及び利用に関する情報は、環境省がABSCHや環境省ウェブサイト希望に応じて掲載し、適法取得を国内外に周知 (秘匿情報は公開されない)

# 環境大臣への報告事項

## 遺伝資源の取得に係る報告書

議定書15.1

議定書17.1

- ①国際的遵守証明書固有識別番号  
(許可証等に基づく場合は以下。秘匿情報を除く)

提供国	許可証等の発給機関
許可証等の発給日	許可証等の有効期限
提供者	遺伝資源
提供者と相互に合意する条件(MAT)の設定の有無	
商業的又は非商業的な利用の別	

- ②遺伝資源の利用を目的とした伝統的知識の取得状況  
議定書16.1  
(先住民社会・地域社会によるPIC・承認・参加／MATの設定の有無)

- ③遺伝資源の利用に係る事項  
(「報告者自らが遺伝資源を利用」／「報告者から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用」の該当するものにチェック)

- ④国際クリアリングハウス・環境省HPへの掲載を希望しない情報の有無

- ⑤報告の区分(指針の該当条項)

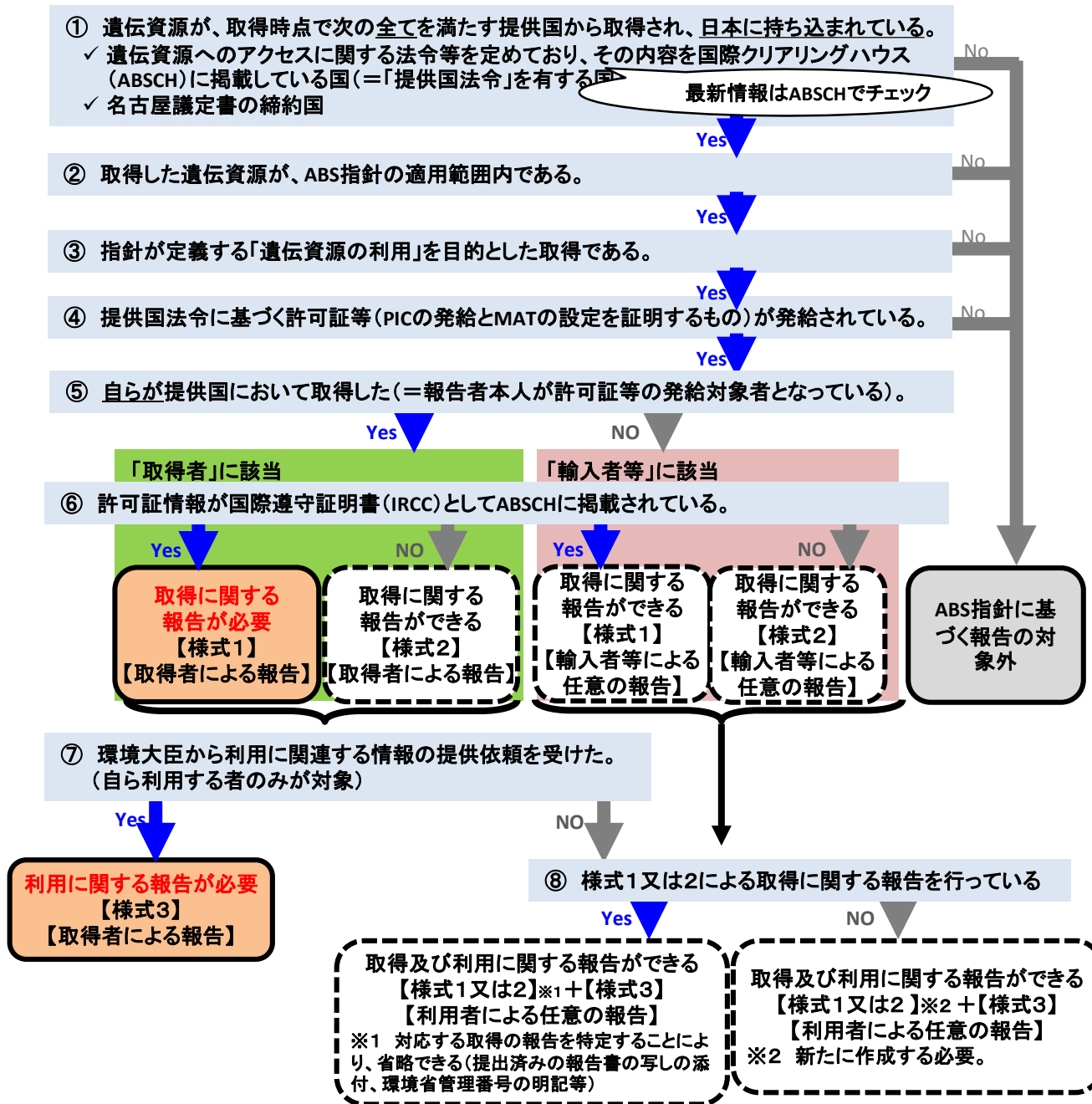
## 遺伝資源の利用情報に係る報告書

議定書17.1

- ①報告に係る遺伝資源
- ②遺伝資源の利用状況  
(遺伝資源を利用中／利用後／その他(廃棄等)のいずれかにチェック)
- ③遺伝資源の利用の分野  
(化粧品／医薬品／食料品・飲料品／植物育種／その他製品・品種開発／非商業的な目的の研究／その他 の該当するものにチェック)
- ④国際クリアリングハウス・環境省HPへの掲載を希望しない情報の有無
- ⑤報告の区分(指針の該当条項)

- ・報告者自らが遺伝資源を利用する場合に報告日から概ね5年後に利用関連情報の提供を求める  
・その他利用関連情報の周知を希望する者も報告可

# 遺伝資源の取得に係る報告の対象となる条件 と使用すべき様式



# ABS指針の施行状況①

## 環境省による情報周知(国内情報交換サイトの整備)

- 環境大臣によるABS指針の適法取得報告に係る情報や、ABSに関する措置の実施に必要な情報を下記の環境省ウェブサイト(ABS国内CH)に掲載している。
- 当該ウェブサイトでは諸外国状況や諸外国法令仮訳、国内外の契約ひな形、行動規範・指針の紹介等も掲載している。

<http://abs.env.go.jp/>

**ABS**  
遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

名古屋議定書

国内措置(ABS指針)

ABS指針に基づく報告

諸外国の状況

契約ひな形  
行動規範・指針

参考資料・リンク

お問い合わせ

English

### 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization

遺伝資源の取得の機会 (Access) とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (Benefit-Sharing) は、生物多様性の重要課題の一つで、Access and Benefit-Sharingの頭文字をとってABSと呼ばれています。

「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」は、生物の多様性に関する条約の3つ目の目的※に位置づけられており、条約第15条において次のことが規定されています。... [全文を見る](#)

#### 新着情報

2021年10月 [ABS指針に基づく報告を更新しました。](#)  
[参考資料・リンクを更新しました。](#)

2021年9月 [ABS指針に基づく報告を更新しました。](#)  
[諸外国の締結・法令策定・IRCC発行の状況を更新しました。](#)  
[オーストラリア、ベルギー、イギリスの法令和訳を追加しました。](#)

# ABS指針の施行状況②

## ABS指針に基づく適法取得報告の状況

○ABS指針に基づく適法取得報告は様式1によるものが4件、様式2に基づくものが1件、様式3に基づくものは0件（令和3年11月26日現在）。

### 様式1に基づく報告

環境省管理番号	報告者	国際遵守証明書の固有の識別記号	CPC識別記号
1-1	城野 哲平	ABSCH-IRCC-LA-241283-1	ABSCH-CPC-JP-242920-1
1-2	国立大学法人鳥取大学		ABSCH-CPC-JP-252747-1
1-3	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園	ABSCH-IRCC-VN-246255-2	ABSCH-CPC-JP-253095-1
1-4	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園	ABSCH-IRCC-VN-246257-1	ABSCH-CPC-JP-253096-1

### 様式2に基づく報告

環境省管理番号	報告者	CPC識別記号	提供国
2-1	国立大学法人 広島大学	ABSCH-CPC-JP-243050-1	マラウイ

## 遺伝資源利用関連業界等の団体等による行動規範・指針等／契約ひな形の作成

### 産業界(全般)

■(一財)バイオインダストリー協会/経済産業省

#### 【行動規範・指針等】

- ・「遺伝資源へのアクセス手引き」(第2版,2012)
- ・「遺伝資源へのアクセス手引(国内手続き編)」(2018)

※その他、業界団体等作成ではないが植物育種分野(産業界・学術界横断)について農林水産省「海外の遺伝資源を用いた植物育種・研究のために～植物遺伝資源の取得・利用手引～」がある。

### 学術界

■国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム/ナショナルバイオリソースプロジェクト

#### 【行動規範・指針等】

- ・「遺伝資源を利用する学術研究のためのアクセスと利益配分に関するガイダンス」(2016) ※その他、「大学等における体制構築ハンドブック」等の啓発資料

#### 【契約ひな形(事例見本)】

- ・「学術研究ABSツールキット IV-A遺伝資源利用研究のためのアクセスと利益配分契約見本」(2016)
- ・「学術研究ABSツールキット IV-B遺伝資源利用研究のための素材移転契約見本」(2016)











# ABS指針の施行状況③

## 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給の状況

○現在、ABS指針第5章に基づく国内取得書の発給機関として、認定されているのは下記1機関。

●独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)(平成29年9月7日経済産業大臣認定)

○これまでNITEによる国内取得書の発給は計7件である(令和3年11月29日現在)。

Reference No.	Date of issued	PDF	Validity
NITE-NP180001	Apr. 20, 2018	 <a href="#">NITE-NP180001</a> 	Valid
NITE-NP180002	May. 29, 2018	*	Valid
NITE-NP180003	Sep. 27, 2018	 <a href="#">NITE-NP180003</a> 	Valid
NITE-NP180004	Sep. 27, 2018	 <a href="#">NITE-NP180004</a> 	Valid
NITE-NP190001-00	July 30, 2019	*	Valid
NITE-NP190001-01	July 30, 2019	*	Valid
NITE-NP190002	Jan. 30, 2020	 <a href="#">NITE-NP190002</a> 	Valid

出典 : NITEウェブサイト「List of the issued notifications of acquisition of the genetic resources in Japan」

<https://www.nite.go.jp/en/nbrc/global/abs-chap5/list.html>